

給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼
所得金額調整控除申告書を提出する皆様へ

1 はじめに

申告書の記載に当たっては、**本書及び申告書の裏面を必ず御覧ください。**

給与所得に係る所得金額や雑所得のうち公的年金等に係る所得金額の計算については、別添「所得額計算ファイル」も御利用ください。

(1) 給与所得者の基礎控除申告書（記載例 **ウ**）

扶養控除等（異動）申告書を提出した方は全員記入提出が必要です。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額を計算し、記載してください。

そのため、『基礎控除申告書』により基礎控除額の申告が必要となります。

基礎控除額は以下のとおりです。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

注：所得金額とは、所得の区分に応じ、収入金額から控除額や必要経費を差し引いた金額です。

(2) 給与所得者の配偶者控除等申告書（記載例 **エ**）

配偶者控除又は配偶者特別控除を申告する方は記入が必要です。

注：源泉控除対象配偶者の場合も記入が必要です。

ア 注意点

(ア) あなたの本年中の合計所得の見積額が1,000万円を超える場合、又は配偶者の所得合計額が133万円（給与収入のみの場合は2,015,999円）を超える場合は対象外ですので、記載しないでください。

(イ) 「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人は含みません。

(ロ) 夫婦の双方がお互いに配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることはできません。（どちらか一方のみ。）

(ハ) **配偶者が本年中に退職手当を受給した場合は、退職所得も記入してください。**

ただし、雇用保険は非課税の所得になりますので、記入しないでください。

<参考～退職所得の計算方法>

$$\text{退職所得金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

勤続年数 (A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × (A) (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

注：障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

また、特定役員退職手当等に該当する場合は、上記計算式の2分の1計算の適用はありません。短期退職手当等（短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの）に該当する場合は、退職所得金額が300万円を超える部分には、上記計算式の2分の1計算の適用はありません。

(3) 所得金額調整控除申告書（記載例 ）

ア 給与収入が850万円超の方のうち、以下の条件に当てはまる場合は所得金額調整控除の対象となります。

- (ア) 職員自身が特別障害者
- (イ) 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者
- (ウ) 扶養親族の年齢が23歳未満

注：特別障害者については、申告書の裏面の説明を御覧ください。

イ 所得金額調整の額の計算方法

(ア) 職員の本年の給与の収入額の総額が850万円超であり、アの要件に該当する場合

$$(\text{給与の収入金額} - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

注：給与の収入額が1,000万円を超過する場合は1,000万円-850万円×10%

(イ) 職員の本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を上限)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を上限)} - 10 \text{万円}$$

例：給与所得控除後の給与等の金額（13万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（7万円）の場合の控除額

$$10 \text{万円} + 7 \text{万円} - 10 \text{万円} = 7 \text{万円}$$

2 記入箇所について

別途記載例を参考の上、必要な箇所を記入し、添付書類を添えて提出してください。

～ は記載例の表示に対応しています。

(1) 全員記入が必要な箇所

所属コード・職員番号欄、 氏名・住所・押印欄、 基礎控除申告書欄

(2) 該当者のみ記入が必要な箇所

あなたの給与収入	配偶者控除・配偶者特別控除の該当	所得金額調整控除の該当	該当する方のみ記入が必要な箇所
850万円以下	なし		該当箇所なし
	あり		<input checked="" type="radio"/> 配偶者控除申告書欄
850万円超	なし	なし	該当箇所なし
		あり	<input checked="" type="radio"/> 所得金額調整控除申告書欄
	あり	なし	<input checked="" type="radio"/> 配偶者控除申告書欄
		あり	<input checked="" type="radio"/> 配偶者控除申告書 <input checked="" type="radio"/> 所得金額調整控除申告書欄

各申告書について、記載漏れがないようご確認ください。

特に、所得金額は給与所得以外も含めて、申告漏れのないようにしてください。

3 添付書類について

(1) 配偶者控除申告書及び所得金額調整控除申告書の「所得の見積額」欄に、金額の記載をした場合（0円の場合を除く。）は、次の書類を提出してください。

区分	項目	提出書類	備考
給与収入のある人	本年中の収入が未確定の場合	別記様式「給与収入に関する申立書」	■収入が未確定の方 別記様式を申告書とともに提出。 確定次第、必ず、別記様式その1を提出。 ■収入が確定した方 別記様式その1を申告書とともに提出
	本年中の収入が確定の場合	別記様式その1「給与等支払証明書」	
事業所得のある人	本年中の収入が未確定の場合	別記様式その2「事業所得等に関する申立書」（未確定）・（確定）	■収入が未確定の方 未確定を申告書とともに提出。 確定次第、必ず、確定を提出。 ■収入が確定した方 確定を申告書とともに提出
	本年中の収入が確定の場合		
公的年金等に係る雑所得のある人		年金振込通知書（写）又は年金支払通知書（写）等	本年中に発行された、最新のもの
配偶者控除等の適用を受けようとする親族が国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有する者以外の者			資料1「非居住者に係る提出書類について」のとおり

注：別記様式その1「給与等支払証明書」を提出される方は、毎年1月に実施の「扶養手当等に係る事後の確認」において、当証明書（写）の提出が必要となりますので、写しを保管してください。

(2) 「所得金額調整控除申告書」に記載する要件が「特別障害者」である場合は次の書類を提出してください。（これによりがたい場合は担当者までご連絡ください。）

提出書類	
療育手帳（写） ※最新の判定年月日が確認できる部分の写しを含む。	障害の程度がA
精神障害者保健福祉手帳（写）	障害等級1級
身体障害者手帳（写）	障害の程度が1級又は2級
障害者控除対象者認定書（写）	特別障害者の記載がある場合
医師の診断書	身体障害者手帳等の申請のため、医師の診断書の交付を受け、年末調整の時点で明らかに手帳の交付を受ける程度の障害があると認められる場合

注：(1)(2)ともに、令和5年分扶養控除等(異動)申告書に添付している場合は、添付不要です。